

IASB の動向 (2010年11月～2011年1月)

研究員 おかもと たけひろ
岡本 健寛

I. 基準等の公表

1. IASB、IAS 第12号の改訂を公表 (2010年12月20日)

国際会計基準審議会 (IASB) は、国際会計基準 (IAS) 第12号「法人所得税」の改訂を公表した。この改訂は、2010年9月に公開草案「繰延税金：基礎となる資産の回収」として提案されていたものである。

IAS 第12号では、繰延税金の測定は、企業が資産の回収を当該資産の使用によって行うのか売却によって行うのかにより決定される。しかしながら、資産が、IAS 第40号「投資不動産」における公正価値モデルを適用して測定される場合、その資産の回収が使用を通じて行われるのか売却を通じて行われるのかを評価するのは困難で主観的となることがある。

このような問題に対処するため、本改訂では、IAS 第40号の公正価値モデルを適用している投資不動産について、IAS 第12号の原則に対する例外として、回収が他の方法で生じるといふ明確な証拠がない限り、資産はすべて売却を通じて回収されるという推定を設けることとしている。

2. IASB、IFRS第1号に対する限定的な改訂を公表 (2010年12月20日)

IASB は、国際財務報告基準 (IFRS) 第1号「国際財務報告基準の初度適用」について、2つの限定的な改訂を公表した。この改訂は、2010年8月及び9月に公表された公開草案に対して寄せられたコメントを踏まえ、最終基準化されたものである。

1つ目の改訂は、IFRS 第1号における認識の中止の取引に関する「2004年1月1日」という特有の固定日付を「IFRS 移行日」に置き換えるものである。その結果、IFRS の初度適用企業は、IFRS への移行日以前に発生した認識の中止の取引について、2004年1月1日まで遡って把握し修正再表示する必要がなくなることとなる。

2つ目の改訂は、企業の機能通貨が深刻な超インフレにさらされたことにより、IFRS に従った財務諸表を作成できない状態となった期間の後に、IFRS に従った財務諸表の作成をどのように再開するかについてのガイダンスを提供している。

II. 公開草案等の公表

1. IASB がヘッジ会計の改善を提案 (2010 年 12 月 9 日)

IASB は、現行のヘッジ会計の改善を目的とした公開草案「ヘッジ会計」を公表した。本公開草案では、企業がリスク管理活動を財務諸表により良く反映できるようにし、それらの活動が将来のキャッシュ・フローに与える影響を、投資家が理解するのに役立つようなヘッジ会計のモデルを提案している。

この提案モデルは、ヘッジ会計と企業が金融及び非金融項目のリスク・エクスポージャーをヘッジする際のリスク管理活動とを、より整合させるものである。この提案には、表示や開示に関する新たな定めも含まれている。

本公開草案は、IASB が 2008 年 3 月に公表したディスカッション・ペーパー「金融商品の報告における複雑性の低減」に含まれていた提案を基礎としている。本公開草案は、IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」を置き換えるプロジェクトの一部を構成するものであり、その提案が承認されれば IFRS 第 9 号「金融商品」に組み込まれることとなる。

2011 年 3 月 9 日までコメントを募集しており、コメント期間中に、追加的なアウトリーチも実施する予定とされている。IASB は、2011 年前半に新しいヘッジ会計の規定を完成させることを目標に、今後、寄せられたコメントを踏まえ、再審議を行う予定とされている。なお、本公開草案は、一般的なヘッジ会計の変更を提案するものであり、ポートフォリオ・ヘッジ（マクロ・ヘッジ）に関する提案は含まれておらず、これらは今後、この公開草案とは別に検討を続けることとされている。

2. IASB 及び FASB が財政状態計算書の相殺要件を合わせる提案を公表 (2011 年 1 月 28 日)

IASB と米国財務会計基準審議会 (FASB) は、金融資産及び金融負債を財政状態計算書上で相殺する際の、共通のアプローチに関する提案を公表した。

現行の IFRS と米国の一般に公正妥当と認められる会計原則 (US GAAP) では、金融資産及び金融負債の相殺要件が異なることから、財政状態計算書上、金融資産と金融負債を純額で表示するかそれぞれ総額で表示するかが、企業が IFRS と US GAAP のいずれで財務報告を行うかによって異なる状態となっている。

このため、IFRS 又は US GAAP に従って作成された財政状態計算書上の報告数値も非常に大きな金額で相違をもたらしており、財務諸表の比較可能性が損なわれているといわれている。これは特に金融機関における、デリバティブ資産とデリバティブ負債の表示においては顕著である。このため、財務諸表の利用者と作成者は両審議会に対し、これらを相殺するための共通的な解決策を要請していた。今回のこの共通の解決策の提案は、G20 及び金融安定理事会 (FSB) の要請とも整合したものとなっている。

両審議会は、相殺権に、債務不履行や倒産を含む法律的な強制力が常にある場合のみ、相殺を適用することとしている。この権利を行使する能力は無条件、すなわち、将来の事象には依存しないものでなければならないと提案している。さらに、企業は、支払期日に純額による支払又は同時決済の意図がなければならない。これらの条件をすべて満たした時に、相殺が要求される。この提案により、IFRS と US GAAP が修正され、一部の業界に設けられている特有の相殺についての慣行が排除されることになる。

公開草案「金融資産と金融負債の相殺」は、2011 年 4 月 28 日までコメントを募集している。コメント期間中に、IASB と FASB は、提案に

対する意見を求めるために、追加的なアウトリーチを実施する予定としている。

3. IASB と FASB が減損会計に関する共通の解決策を提案 (2011年1月31日)

IASB と FASB は、オープン・ポートフォリオで管理されている貸付金のような、金融資産の減損に関する会計処理について、コメントを求める提案を公表した。

現在、IFRS と US GAAP においては、発生損失モデルを使用して信用損失の会計処理を行っており、金融資産の減損が生じているかを判断する際には、損失の証拠（いわゆるトリガー・イベント）が必要とされている。両審議会は、信用損失の会計処理について、貸付の実行に関する経済実態をよりよく反映するため、より将来の期待を織り込むアプローチである予想損失モデルへの移行を提案している。

本提案は、2009年11月にIASBから公表された公開草案と、2010年5月にFASBから別に公表された公開草案に対する補足文書として公表されている。これらの公開草案は、信用損失の異なる会計処理方法についてまとめている。公開草案は両審議会からそれぞれ単独で公表されているが、それぞれのコメント期間終了後、2010年後半から両審議会は会計処理方法についての共同の作業を開始し、元の公開草案に対する回答、及び専門家諮問パネル（予想損失モデルの適用に関する実務への影響の検討を担当するリスク管理専門家の外部グループ）からの提案などを踏まえ、検討を行ってきた。この補足文書は、このような公開草案以降の検討の成果をまとめ、関係者から意見を求めるため公表されたものである。

この補足文書は、2011年4月1日までコメントを募集している。また、コメント期間中に、追加的なアウトリーチも実施する予定とされている。

Ⅲ. その他の IASB 関連のプレスリリース

1. IASB と FASB が、IFRS と米国会計基準のコンバージェンス作業の継続的な進捗を報告 (2010年11月29日)

IASB と FASB は、IFRS と US GAAP を改善しコンバージェンスをもたらすための作業に関する進捗状況報告を公表した。

2010年6月に公表した前回の進捗状況報告の後、両審議会は共同でリース及び収益認識に関する重要な公開草案を公表し、概念フレームワーク・プロジェクトの第1フェーズを完了するとともに、それぞれの金融商品会計の提案を揃えることを目指した議論を開始した。両審議会は、さらに、コンバージェンス・プロジェクトを議論するために利用可能な審議会の時間の優先順位付けも行った。

2. IASB が経営者の説明に関する IFRS 実務記述書を公表 (2010年12月8日)

IASB は、IFRS 実務記述書「経営者の説明 (Management Commentary)」を公表した。IFRS に従って作成される財務諸表に付属する記述的な報告の表示に関する、概括的で拘束力のないフレームワークである。

経営者の説明は、財務諸表の利用者に企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに関する実績と予測の説明を提供することにより、重要な役割を果たしている。経営者の目的とその目的を達成するための戦略とを理解するための基礎として役立っている。

実務記述書は、企業が提供する情報を自らの事業の具体的な状況に合わせて調整することを認めている。これには、個々の方式の法的及び経済的状況が含まれる。この柔軟なアプローチは、最も重要な資源、企業の価値に影響を与える可能性のあるリスクと関係、及びそれらをど

のように管理しているかに関して、より有用な開示をもたらすであろう。

実務記述書はIFRSではない。したがって、企業はIFRSに準拠するためにこの実務記述書に従う必要はない。

IV. IFRS 財団関連のプレスリリース

1. IFRS 財団評議員会のデュー・プロセス監視委員会が、IFRS 解釈指針委員会のレビューを実施（2010年11月2日）

IFRS 財団評議員会のデュー・プロセス監視委員会は、IFRS 解釈指針委員会の有効性を評価するためのレビューを行うことを発表した。このレビューに際して、IFRS 財団は、所定の質問票を用いて、市場関係者に対して意見を求めることとしており、その主な質問項目は次のとおり。

- (1) IFRS 解釈指針委員会の目的及び活動範囲
- (2) メンバー
- (3) 運営手続
- (4) アジェンダ選定要件
- (5) 委員会からの成果物
- (6) 外部関係者とのコミュニケーション
- (7) 議長の役割
- (8) IASB との関係
- (9) 総合評価

質問票への回答は、2011年1月末まで受け付けられ、このレビュー結果を踏まえ、2011年前半に、評議員会は結論をまとめた文書の公表を予定している。

2. IFRS 財団評議員会が、IFRS 財団の将来の戦略に関するコメントを募集（2010年11月5日）

IASBの監視機関であるIFRS財団評議員会は、IFRS財団が設立から10年を経て次の10年を迎えるにあたり、その戦略への意見を求めることを目的とした第1段階のコンサルテーション文書を公表した。評議員会は、2010年当初に完了した定款レビューを踏まえて、今回のレビューを開始した。

評議員会は、このレビューを開始するに当たり、財団の設立から10年で、IFRSが100か国以上に受け入れられたという成功に触れ、次の10年の開始に際して、1組の高品質でグローバルな会計基準という目標の達成が近いとの認識を示した。今回のレビューの目的は、これまでの財団の成果をまとめ、最終目標に到達するために役立つものとする事とされている。

評議員会は、IFRS財団のミッション、ガバナンス、基準設定プロセス及びIFRS財団の資金調達という4つの戦略的分野について、利害関係者の見解を求めている。

評議員会はコンサルテーション文書に対するコメントを2011年2月24日（2010年11月26日に発表された延期後のコメント期限）まで募集しており、2011年3月の会議において、戦略レビューの結論を下す予定である。

3. モニタリング・ボードがガバナンス改革に関する最新情報を提供（2010年12月21日）

モニタリング・ボードは、2010年12月6日の東京での会合を受けて、モニタリング・ボード及びIFRS財団のガバナンス構造の改革に関する最新の情報を提供した¹。

ガバナンス改革における根本的な質問は、現

1 本件に関する詳細は、次のモニタリング・ボードからのプレスリリースを参照

http://www.iosco.org/monitoring_board/pdf/Press20101221-1.pdf

<http://www.fsa.go.jp/inter/etc/20101227.html>

IFRS 財団の戦略レビューに関するスケジュール (2010年12月7日改訂)

日付	予定
2010年1月	5年ごとの定款見直し(2回目)が完了。評議員会が、戦略レビューの開始に合意
2010年7月	評議員会が、戦略レビューの範囲およびプロセスに合意。評議員会の執行委員会(トマソ・パドア・スキオッパ議長)が、評議員会を代表してレビューの管理を行う予定
2010年9月	執行委員会が、戦略レビューに関する予備討論を実施
2010年10月	・評議員会が、ソウルにおいて、戦略レビューに関する第1回目の全体会議を実施 ・執行委員会は戦略レビューの初期段階で、利害関係者の意見を求めることで同意 ・評議員会は戦略レビューに関して、モニタリング・ボードと議論
2010年11月	評議員会が、2011年2月24日(2010年12月31日から延期)をコメント期限とするコンサルテーション文書を公表
2011年1月	執行委員会が、パブリック・コメントを検討した後に、採択される可能性のある結論について検討するために、会合を予定
2011年2月	執行委員会が、東京での会議で全評議員と議論を行うための、予備的な結論を策定し、後日、受け取ったパブリック・コメントと対比して検討予定
2011年2月/3月	評議員会が、パブリック・コメントを分析し、最終結論に至る前に、IASB及びIFRS 諮問会議との会合を行う予定
2011年3月	評議員会が、ロンドンでの会議において、戦略レビューの結論に合意予定
2011年4月	評議員会が、実施すべき活動に対するガイダンスを提供するため、コメント期限付きの戦略レビューの報告書を公表予定
2011年7月	評議員会が、公開での意見聴取の後、実施すべき一連の活動について、合意予定
2011年8月以降	評議員会が、IFRS 財団の定款変更を採択するのに必要なデュー・プロセスを、適切であれば、実施予定

在のガバナンス構造が、IASBの説明責任と独立性をともに満たしつつ、高品質かつ国際的な会計基準を策定するという、IASBの最も重要なミッションが実行できるに足るものとなっているかどうか、ということである。

2011年2月初旬にガバナンス改革の報告書案を公表し、2か月間にわたりパブリック・コメントに付すこと、アジア、欧州及び米州で公開の円卓会議を実施すること、2011年夏までに提案の実施に向けたアクションプランを公表すること、IFRS財団評議員会により検討されている戦略見直しとの連携を行うことが予定されている。

4. 評議員会が評議員会議長及び戦略レビューに関する今後の方策を立案(2011年1月7日)

IASBの監督機関であるIFRS財団の評議員会は、トマソ・パドア・スキオッパ議長の計報を受けて、今後の方策を公表した。

- ・評議員会副議長が東京での会議を主導：IFRS財団の定款に基づき、藤沼亜起、ロバート・グローバー両評議員会副議長が、2011年2月10日、11日に東京で行われる評議員会会議の共同議長を務める。
- ・東京での会議における後任議長に関する議論：東京での会議において、評議員会は、運営能力を備えた評議員会の暫定代表者選定の必要性と、永続的な議長を選出するプロセスについて議論を行う予定。
- ・モニタリング・ボードとの非公開協議：指名

委員会が、IFRS 財団のモニタリング・ボード及びその他との非公開の協議を通じて、永続的な議長の選出を主導する。評議員会は、その暫定代表者に関する東京での提案に関しても、モニタリング・ボードと協議を行う予定。モニタリング・ボードは、IFRS 財団評議員会議長の選任を承認する責任を負っている。

- 戦略レビューのスケジュールに関する方針とその明確化：評議員会は、戦略レビューに関する既存のスケジュールを維持することを再確認した。同時に、戦略レビューを完了するまでのスケジュールを明確化した。特に、その結論に関しては、評議員会は、公開での意見聴取を追加実施する予定である。

V. IASB会議、IFRS解釈指針委員会

IASB の会議は、ロンドンの IASB 本部（第 131 回を除く）で以下のとおり開催された。

- 第 130 回臨時会議（2010 年 11 月 10 日～12 日、FASB との合同会議）
- 第 131 回通常会議（2010 年 11 月 16 日～18 日、FASB との合同会議。米国コネチカット州ノーウォークの FASB の本部で開催）
- 第 132 回臨時会議（2010 年 12 月 1 日）
- 第 133 回臨時会議（2010 年 12 月 3 日）
- 第 134 回臨時会議（2010 年 12 月 8 日、FASB との合同会議）
- 第 135 回通常会議（2010 年 12 月 13 日～17 日、うち 14 日～16 日は FASB との合同会議）
- 第 136 回通常会議（2011 年 1 月 18 日～21 日、FASB との合同会議）

詳細については ASBJ ウェブサイト（HOME > 周辺情報 > 国際関係情報 > IASB 会議）を参照いただきたい。

また、IFRS 解釈指針委員会の会議は 2010 年 11 月 4 日～5 日及び 2011 年 1 月 6 日～7 日に

ロンドンの IASB 本部で開催された（詳細については、本誌 187 ページの「IFRS 解釈指針委員会の活動状況」を参照いただきたい。）。

VI. その他の IASB 関連会議

- 2010 年 11 月 2 日 アナリスト代表グループ（ARG）との会議（ロンドン）
- 2010 年 11 月 9 日 世界作成者フォーラム（GPF）との会議（ロンドン）
- 2010 年 11 月 12 日 欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）との会議（ロンドン）
- 2010 年 11 月 11 日～12 日 保険ワーキング・グループ会議（ロンドン）
- 2011 年 1 月 7 日 リース・ワーキング・グループ会議（ノーウォーク）

また、IASB と FASB は、2010 年 6 月から 8 月にかけて公開草案を公表している収益認識、保険契約及びリースに関するプロジェクトについて、2010 年 11 月から 2011 年 1 月にかけて、公開の円卓会議を次のとおり、開催した。

〈収益認識〉

- 2010 年 11 月 4 日（木）ノーウォーク（米国）
- 2010 年 11 月 8 日（月）クアラルンプール（マレーシア）
- 2010 年 11 月 10 日（水）ロンドン（英国）
- 2010 年 11 月 23 日（火）スタンフォード（米国）

〈保険契約〉

- 2010 年 12 月 9 日（木）東京（日本）
- 2010 年 12 月 16 日（木）ロンドン（英国）
- 2010 年 12 月 20 日（月）ノーウォーク（米国）

〈リース〉

- 2010 年 12 月 17 日（金）ロンドン（英国）
- 2010 年 12 月 20 日（月）香港
- 2011 年 1 月 5 日（水）シカゴ（米国）
- 2011 年 1 月 6 日（木）ノーウォーク（米国）